

安全データシート(SDS)

1.製品及び会社情報

製品名	ノズルフレッシュ352 RC-100
製品コード	38041
会社名	石原ケミカル株式会社
住所	神戸市兵庫区西柳原町5番26号
担当部門	第一研究部
電話番号	078-682-2321
FAX番号	078-682-4513
用途	溶接半自動・自動・ロボット用トーチノズルのスパッター付着防止
制定日	1989年7月22日
改正日	2013年10月1日
整理番号	08047-04j

2.危険有害性の要約

GHS分類

吸引性呼吸器有害性

区分 1

※記載のないものは分類対象外、区分外または分類できない

GHSラベル要素

シンボル



注意喚起語

危険

危険有害性情報

飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ

3.組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

・単一物質

成分名／ 化学名	含有量 (wt%)	CAS No.	化審法※1	PRTR法※2	毒劇物法 ※3	安衛法※4
流動パラフィン	100	8042-47-5	(9)-1692	非該当	非該当	非該当

※1 化審法 官報公示整理番号(化審法)

非該当 該当物質は含有しない。

※2 PRTR法報告物質

非該当 該当物質は含有しない。

※3 毒物及び劇物取締法

非該当 該当物質は含有しない。

※4 労働安全衛生法

表示物質：施行令第18条 名称等を表示すべき有害物質

通知物質：法第57条の2、施行令第18条の2別表第9 名称等を通知すべき有害物質

第1種・第2種・第3種有機溶剤：施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則

非該当 該当物質は含有しない。

有機溶剤中毒予防規則

非該当 該当物質は含有しない。

4. 応急措置

大量に吸入した場合

- ・直ちに空気の新鮮な場所に移り保温しながら安静にする。

皮膚に付着した場合

- ・毒性・刺激性はほとんどないが、液が付着した場合は、下記のような処置を行う。
- ・直ちに水で洗い流し、石けんで液が付着したところをよく洗う。
- ・衣服等に付着した場合は脱いで、皮膚に付着した部分を石けんでよく洗う。
- ・この製品は引火性なので、火気に注意して措置する。
- ・水で洗い流し、臭いが残る場合は石けん水で洗う。
- ・ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断/手当を受けること。

眼に入った場合

- ・清浄な水で最低15分間眼を洗浄する。洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水がよく行きわたるように洗浄する。
- ・コンタクトレンズを使用している場合は、固着していないかぎり、取り除いて洗浄を続ける。
- ・眼の刺激が続く場合は、医師の診断を受ける。
- ・激しい痛みがある場合は、直ちに医師の診断を受ける。

飲み込んだ場合

- ・直ちに水で口の中を洗浄する。
- ・無理に吐かせない。
- ・揮発性液体なので、吐き出させるとかえって肺への吸引等の危険が増す。
- ・子供などが飲み込んだ懸念がある場合、直ちに医師の診断を受ける。
- ・水でよく口の中を洗浄する。
- ・無理に吐き出させずに、速やかに医師の診断を受ける。

最も重要な徴候症状

- ・特になし

応急措置をする者の保護

- ・特になし

医師に対する特別な注意事項

- ・特になし

5. 火災時の措置

消火剤

- ・霧状の強化液、粉末、二酸化炭素、泡消火剤が有効である。

使ってはならない消火剤

- ・水を消火に用いてはならない。

- ・冷却の目的で霧状水は用いてもよいが、消火に棒状水を用いてはならない。
- ・棒状注水(火災を拡大する恐れあり)

火災時の特有の危険有害性

- ・燃焼ガスには、一酸化炭素等の他、窒素酸化物系のガス等の有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙を吸入しないように注意する。

特有の消火方法

- ・消火作業は、可能な限り風上から行なう。
- ・関係者以外は安全な場所に退去させる。
- ・周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。
- ・火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。
- ・周囲の設備などの輻射熱による温度上昇を防止するため、水スプレーにより周辺を冷却する。
- ・消火のための放水等により、環境に影響を及ぼす物質が流出しないよう適切な措置を行う。
- ・火元への燃焼源を断つ。
- ・指定の消化剤を使用する。
- ・初期の火災には火元を遮断し、炭酸ガス、粉末などを用いる。
- ・大規模火災には適切な保護具(自呼吸式呼吸器等)を着用し泡消化剤等を用いて消火する。
- ・棒状水の使用は火災を拡大して危険な場合がある。
- ・周囲の設備などに散水して冷却する。

消火を行う者の保護

- ・消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク)を着用する。
- ・消火活動は風上から行い、有毒なガスの吸入を避ける。状況に応じて呼吸保護具を着用する。

6.漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- ・屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。
- ・漏出時の処理を行う際には、必ずゴム手袋、保護眼鏡、保護衣等を着用する。
- ・漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立入を禁止する。
- ・作業の際には適切な保護具を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、粉塵、ガスを吸入しないようにする。
- ・風上から作業し、風下の人を退避させる。
- ・こぼれた場所はすべりやすいために注意する。
- ・着火した場合に備えて、消火用器材を準備する。
- ・保護具(保護マスク、保護手袋、保護エプロン、耐油長靴、保護エプロン等)を着用し風上より作業する。
- ・大量の場合、漏洩した場所の周辺にはロープを張るなどして人の出入りを禁止する。

環境に対する注意事項

- ・流出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意する。
- ・下水、河川等環境中に流入しないように注意する。

回収、中和

- ・少量の場合は、吸着剤(おがくず・土・砂・ウエス等)で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾等でよく拭き取り、密閉できる空容器に回収する。
- ・大量の場合には、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。
- ・回収後の少量の残留分は土砂またはおがくず等に吸収させる。
- ・付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置する。
- ・作業の際には必ず保護具を着用する。
- ・漏洩した場所の周辺にはロープを張るなどして人の出入りを禁止する。

- ・少量の場合：乾燥砂、土、その他不燃性の物を用いて吸着させて、空容器に回収する。その後、ウエス等で完全に拭き取る。
- ・漏洩した液は土砂などでその流れを止め、安全な場所に導いた後、出来るだけ空容器に回収する。
- ・河川、下水道等に排出されないように注意する。

二次災害の防止法

- ・漏出時は事故の未然防止および拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。
- ・付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。
- ・火花を発生しない安全な用具を使用する。
- ・廃棄物は関連法令に基づいて処理する。

7.取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

- ・製品記載の使用上の注意を良く読み、用途以外に使用しない。
- ・火気厳禁。
- ・作業中は帯電防止型の作業服、靴を使用する。
- ・密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置をつける。
- ・飲み込まない。
- ・指定数量以上の量を取扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。
- ・皮膚に触れたり、眼に入る可能性のある場合は保護具を着用する。

保管

適切な保管条件

- ・製品記載の保管条件を読み、適切に保管する。
- ・施錠して保管する。
- ・火気、熱源から遠ざけて保管する。また、静電気蓄積を避ける。
- ・子供の手の届かない所に保管する。
- ・保管場所で使用する電気機器は、防爆構造とし、器具類は接地する。
- ・空容器に圧力をかけない。圧力をかけると破裂することがある。
- ・換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。

安全な容器包装材料

- ・別の容器に差し替えるときは、金属又はガラス容器を使用すること。樹脂容器は種類により、溶解することがある。

8.ばく露防止及び保護措置

設備対策

- ・蒸気または煙やミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。
- ・タンク内部などの密閉場所で作業する場合には、密閉場所、特に底部まで十分に換気ができる場所を取り付ける。
- ・取扱場所の近くに洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。

記載の無いものは、知見なし、あるいはデータなし

	管理濃度	許容濃度
流動パラフィン	規定なし	TWA: 5mg/m ³ (鉱油ミスト)

保護具

呼吸器用保護具

- ・必要に応じて保護マスク等を着用する。
- ・通常必要ないが、必要に応じて防塵マスク、防毒マスク、有機溶剤用の防毒マスク等を着用する。

手の保護具

- ・必要に応じて保護手袋を着用する。
- ・長期間または繰り返し接触する場合には耐油性のものを着用する。

眼の保護具

- ・必要に応じて保護眼鏡を着用する。
- ・飛沫が飛ぶ場合には普通型眼鏡を着用する。

皮膚及び身体の保護具

- ・保護衣、通電性の靴(耐溶剤性)、前掛け等(耐溶剤性)。

9.物理的及び化学的性質

外観	: 無色透明液体
臭い	: 無臭
臭いのしきい値	: データなし
pH	: 該当せず
融点/凝固点	: 該当せず
沸点、初留点と沸騰範囲	: 320°C(初留点:常圧)
引火点	: 130°C以上
蒸発速度	: データなし
燃焼性	: データなし
燃焼又は爆発範囲上限、下限	: 上限:7%、下限:1%
蒸気圧	: 1.4×10^{-1} Pa(50°C)
蒸気密度	: データなし
比重	: 0.84
溶解度	: 水に不溶
n-オクタノール/水分配係数	: データなし
自然発火温度(発火点)	: データなし
分解温度	: データなし
粘度	: データなし
その他データ	: データなし

10.安定性及び反応性

反応性

化学的安定性

- ・通常の手扱いにおいては安定である。

危険有害反応可能性

- ・安定である。

避けるべき条件

- ・加熱・熱源・裸火
- ・混触危険物質との接触を避ける。

混触危険物質

- ・強酸化剤

危険有害な分解生成物

- ・特になし

その他

- ・特になし

11.有害性情報

製品全体としての有害性情報

急性毒性

経口:LD₅₀>5g/kg。よって区分外に分類される。

皮膚腐食性及び皮膚刺激性

刺激性が認められなかった。よって区分外に分類される。

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性

刺激性が認められなかった。よって区分外に分類される。

呼吸器感作性又は皮膚感作性

データが無い為、呼吸器感作性は分類できない。皮膚感作性は認められなかった。

生殖細胞変異原性

データが無いため分類できない。

発がん性

高度精製油はIARCグループ3に該当する。流動パラフィン高度精製油より精製度が高い物質である。よって区分外に分類される。

生殖毒性

雌雄のラットに4350mg/kg bw/day、5日/週、13週間投与したが、生殖能力の低下は見られなかった。よって区分外に分類される。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

データが無いため分類できない。

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

データが無いため分類できない。

吸引性呼吸器有害性

動粘度:20.5mm²/s以下の炭化水素であるので、区分1に分類される。

12.環境影響情報

製品全体としての有害性情報

生態毒性

魚類(ブルーギル):96時間LC₅₀>10g/L。よって区分外に分類される。

残留性・分解性

情報なし

生体蓄積性

情報なし

土壌中の移動性

情報なし

オゾン層への有害性

情報なし

13.廃棄上の注意

- ・内容物/容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託する。
-

14.輸送上の注意

国際規制

国連番号

非該当

国連分類

非該当

海洋汚染物質

非該当

MARPOL 73/78 附属書 II 及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質

非該当

国内規制

容器イエローラベル

非該当

積載方法

- ・運搬時の積み重ね高さは3m以下

混載禁止

- ・第1類及び第6類の危険物
- ・高圧ガス

陸上輸送

- ・消防法ほか法令の輸送について定めるところに従う。

海上輸送

- ・船舶安全法の定めるところに従う。

航空輸送

- ・航空法の定めるところに従う。

輸送の特定の安全対策及び条件

- ・「火気厳禁」
 - ・容器の破損、漏れがないことをたしかめる。
 - ・荷ぐずれ防止を確実にを行う。
 - ・該当法令に従い、包装、表示、輸送を行う。
 - ・直射日光を避ける。
 - ・水漏れ厳禁。
 - ・横積み厳禁。
 - ・夏場の輸送時においては、熱い鉄板、地面等の上に直接置かない。
 - ・輸送容器は衝撃を与えないように、ていねいに取扱う。転倒したり、激突させたりしない。
-

15.適用法令

火薬類取締法

対象外

高圧ガス保安法

対象外

消防法 ()内は、指定数量

内容量 1L
 第四類第3石油類非水溶性危険等級Ⅲ (2, 000L)

1L

化学物質審査規制法(化審法)

非該当 該当物質は含有しない。

特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の促進の改善の促進に関する法 (PRTR法)

非該当 該当物質は含有しない。

毒物及び劇物取締法(毒劇物取締法)

非該当 該当物質は含有しない。

労働安全衛生法

非該当 該当物質は含有しない。

労働安全衛生法(有機溶剤中毒予防規則)

非該当 該当成分は含有しない。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

油分排出規制

水質汚濁防止法

油分排出規制

下水道法

鉱油類排出規制

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

産業廃棄物規制

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 施行令別表第一 有害液体物質

非該当

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 施行令別表第一の四 危険物

危険物に該当

外国為替及び外国貿易法 (外為法)

輸出貿易管理令別表第1の1～15項、別表第2の1～44項に非該当

オゾン層保護法

オゾン層保護法施行令別表第1～9項に非該当

16.その他の情報

参考文献

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS) JIS Z7253:2012

GHS分類結果データベース (独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ)

中央労働災害防止協会安全衛生情報センターホームページ

JACA(日本オートケミカル工業会)編集:化学物質管理データベース

オートケミカル製品のための製品安全データシート作成指針改訂版 (日本オートケミカル工業会)

危険物船舶運送及び貯蔵規則 (海文堂)

原材料メーカー発行の安全データシート

※注意

安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として、取り扱う事業者提供されるものです。取り扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱いなどの実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いいたします。従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。